



東京税理士会日本橋支部会報

第 107 号

平成17年9月25日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホッコク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

発行人 支部長 河原邦文

編集人 広報部長 福本光男

印刷 (株) 税経



北国街道「海野宿」

(福本光男会員提供)

税界放談

~~~~~

新会社法が来年5月に施行とのこと。いよいよ、会計参与制度が動き出すのである。

この会計参与は、株主総会により選任され、会計に関する専門的知識を有する者として、取締役・執行役と共同して計算書類を作成するとともに、当該計算書を会社とは別に保存し、株主・債権者に開示すること等を職務とする株式会社の新たな機関のことである。

専門家である税理士等がその職務を担う事で、取締役・執行役は、より経営に専念できるようになり、計算書類の記載の正確さに対する信頼性が高まることから、金融機関から融資が受けやすくなることも期待されているようである。

従って、計算書類作成上の任務懈怠があった場合の責任は、対会社責任及び第三者責任を負う事となり、株主代表訴訟の対象ともなる。責任は重い。

この制度を広く社会に定着するためには、担当する我々税理士の能力向上もさることながら、会社そのものにも公明正大な考え方、透明性のある経営が最重要事項と認識してもらえようにする必要がある。(T・S)



## 着任のごあいさつ

日本橋税務署長 渡邊 光治

東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動によりまして、局査察部から転任して参りました渡邊でございます。前任の和田税務署長同様よろしくお願い申し上げます。

日本橋は、江戸時代からわが国の経済、商業の中心として栄えた地域であり、日本橋税務署も、明治29年に新大橋税務署という名称で設置されて以来、百年を超える歴史を有する署であります。この歴史と伝統ある日本橋において、税務行政に携わることができますことは、誠に光栄に思っております。

東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様には、税務行政に対しまして深いご理解を賜り、「税を考える週間」や「確定申告期」における税の無料相談をはじめ、種々のご協力をいただいております。紙面をお借りして厚くお礼申し上げます。また、適時適切な研修会を実施するなど、活発な支部活動を行っておられることに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

さて、税務を取り巻く環境は、世界にも類を見ない少子化と高齢化の急速な進展にともなう構造変化、また、国際取引と高度情報化の一層の進展・複雑化など大きく変化しております。

その中であって、税務行政に大きく影響する改革としては、年金課税の見直しや消費税の免税点の引下げによる申告者数の増加（執行初年度）。一方、行政の効率化による公務員の定員削減（今後5年間で1割減）の方針が打出されております。

私どもといたしましては、今後、効率的・効果的な組織運営の推進のため様々な点の整理、改善を行うこととしており、その一環として納税者の利便性の観点から、本事務年度より内部事務の一元化・集中化を試行署を設け実施しており、国民の皆様から負託された「適正かつ公平な税務行政の実現」のために、組織をあげて最大限の努力を

行う所存でございます。

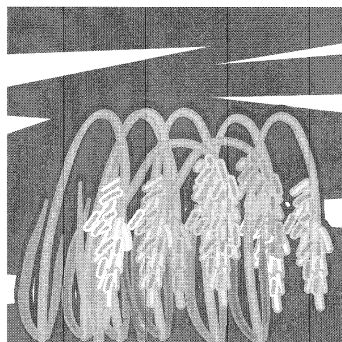
しかしながら、昨年6月開始された「電子申告・電子納税制度」につきましては、当初目論見通りの進展が図られておらず、やはり日頃から納税者の方々と接しておられる税理士の皆様のご協力が不可欠であり、今後ご意見を頂戴しながら普及に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、本事務年度より、年金受給者及び消費税の申告者の増加が見込まれ、これまで以上に願います。

河原支部長をはじめ、日本橋支部の役員並びに会員の皆様におかれましては、今後とも税務行政に対しまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、貴支部との間で長年にわたって培われてきた信頼と協調の関係を更に深めるためにも、皆様方との間では率直な意見交換を行ってまいりたいと存じますので、重ねてお願い申し上げます。

最後となりましたが、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



# 東京税理士会日本橋支部 定期総会議事録

1. 日 時 平成17年6月17日 午後3時30分  
開会
2. 場 所 明治座センターホール（日本橋  
浜町2-31-1 6階）
3. 会員総数 3月31日現在724名（外法人会員  
15社）
4. 出席会員 開会時534名（内委任状による  
出席443名）

午後3時30分、中島美和副支部長の司会により開会した。

池田明治副支部長による開会の挨拶に続き、河原邦文支部長より挨拶、続いて支部会務報告の前に議案書46ページに監査報告書、68ページ平成16年度秋の叙勲受賞者、中塚秀次会員の追加訂正のお願いがあった。会務に関して、①支部会員数及び支部法人会員数の増加、②年間の税務援助に対する会員の協力依頼、③本会の会則が税務援助より税務支援（義務化）に改正されたこと、④新会社法及び電子申告等研修関係、⑤東京会役員選挙における支部推薦の岩波一会員が副会長に当選したこと等の報告が行われた。

ここで司会者より総会に出席していた岩波一会員が紹介された。議長には司会者一任にて板橋則雄会員が指名された。

開会に当たり議長より、招集日現在の議決権数は699名であり、上記のとりの出席数があるため、定期総会は支部規則第22条1項により適正に成立した旨の発言があった。支部規則第26条に基づき、議事録署名人に議長より、浅井光政会員、高橋美津子会員が指名され議事に入った。

議案書における第1号議案から第5号議案について審議された。

## 第1号議案 平成16年度事業報告承認の件

議長から第1号議案及び、第2号議案については密接に関連するため一括提案、一括審議をしたい旨の説明があり、議場に諮ったところ承認され審議に入った。

平成16年度事業報告については、議長の指図により下記所掌部担当副支部長（部長）から別紙議案書に基づきそれぞれ詳細な報告がなされた。

1. 総務部事業報告…成田一正総務部長
2. 研修部事業報告…中島美和研修部長

3. 広報部事業報告…浅野汎子広報部長
4. 組織部事業報告…池上悦次組織部長
5. 厚生部事業報告…吉村博一厚生部長
6. 綱紀監察部事業報告…高橋保綱紀監察部長
7. 渉外対策部事業報告…池田明治渉外対策部長
8. 税務経営指導所事業報告…成田一正副所長
9. 法対策委員会事業報告…池田明治法対策部長
10. 情報システム委員会事業報告…中島美和情報システム委員長

議案中、浅野広報部長より広報部事業報告9ページ（4）のうち、「算を参とした誤植があり原本は訂正する」との発言があった。

## 第2号議案 平成16年度決算報告承認の件

第2号議案については、若狭茂雄経理部長より別紙議案書（21頁～45頁）に基づき平成16年度決算報告収支計算書、税務経営指導所収支計算書、互助特別会計収支計算書、広域災害対策特別会計収支計算書、退職積立基金特別会計収支計算書、各会計正味財産増減計算書、各会計貸借対照表及び全会計の貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記並びに収支計算書総括表、正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表について詳細な報告がされた。

次いで、石川勝之監事より業務監査及び松下昇三監事とともに実施された会計監査について監査報告書に基づき説明があり、会務執行及び計算書類等は平成16年に制定された支部会計諸規則により適正かつ妥当であるとの監査報告がなされた。

議長は、質疑を求めたのち第1号議案について議場に諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。

（出席91名、委任状443名の全員534名賛成）

続いて第2号議案について議場に諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。

（出席91名、委任状443名の全員534名賛成）

## 第3号議案 東京税理士会日本橋支部相談役委嘱の件

池上悦次副支部長より、今総会をもって退任する副支部長高橋保会員、同池田明治会員については、永年に亘り支部運営に多大な功績があり、支部規則第20条の規定により支部相談役に委嘱したい旨の提案があった。



議長は、これについて賛否を議場に諮ったところ、挙手多数にて可決された。

(出席91名、委任状443名のうち533名賛成、1名否)

#### 第4号議案 平成17年度事業計画承認の件

議長から第4号議案及び第5号議案は密接に関連するため、一括提案、一括審議をしたい旨の説明と提案があり議場に諮ったところ承認された。

第4号議案については、下記所掌部担当副支部長(部長)によって別紙議案書に基づき詳細な説明がなされた。

1. 総務部事業計画…成田一正総務部長
2. 研修部事業計画…中島美和研修部長
3. 広報部事業計画…浅野汜子広報部長
4. 組織部事業計画…池上悦次組織部長
5. 厚生部事業計画…吉村博一厚生部長
6. 綱紀監察部事業計画…高橋保綱紀監察部長
7. 渉外対策部事業計画…池田明治渉外対策部長
8. 税務経営指導所事業計画…成田一正副所長
9. 法対策委員会事業計画…池田明治法対策部長
10. 情報システム委員会事業計画…中島美和情報システム委員長



#### 第5議案 平成17年度予算案承認の件

第5号議案については、若狭茂雄経理部長より別紙議案書に基づき、平成17年度収支予算書及び税務経営指導所収支予算書について詳細な説明と提案がなされた。

続いて質疑に入り、石川勝之会員より「64ページ(注)収入の部2業務収入は臨時指導収入とその他謝金の科目を統合し、謝金収入とした。」とあるが、上記科目は臨時指導収入になっている旨の質問があり、これについて若狭茂雄経理部長より誤植であり原本は訂正する旨の回答があった。

議長が第4号議案について議場に賛否を諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。  
(出席91名、委任状443名の全員534名賛成)

続いて第5号議案について議場に賛否を諮ったところ、挙手多数にて原案通り承認可決された。

(出席91名、委任状443名の全員534名賛成)

合計534名の出席を以って、審議事項は全て終了した。

#### 報告事項

##### 1. 任期満了に伴う役員選挙の結果

小林進選挙管理委員長より支部役員の選挙結果について、支部長に河原邦文会員、幹事及び監事には議案書記載内容のとおり42名の会員が役員として選任された旨報告があり、本部理事は、定数立候補によって4名が選任されたとの報告があった。

##### 2. 平成17年度会員表彰

司会者より、議案書に記載されているとおり、表彰規定第2条第1項第3号該当者は8名、日税連表彰規定第3条第1項第5号該当者は8名が表彰される旨の説明と該当者名の披露があり、東京会会長代理、溝江弘志副会長から受賞者に対して祝辞とともに記念品がそれぞれ贈呈された。

##### 3. 叙勲受章者披露

司会者より、平成16年度秋および平成17年度春の叙勲受章者が披露された。

##### 4. その他

司会者より支部互助規則第3条による長寿祝金受贈会員の4名についてそれぞれ披露があり、出席した該当会員それぞれに対して祝福するとともに長寿祝金が贈られた。

続いて、司会者より新入会員の紹介があった。

来賓として出席された溝江弘志東京会副会長、和田睦男日本橋税務署長、高橋誠中央都税務所長及び区長代理黒川真中央区税務課長から丁重な祝辞を頂いた。

以上をもって、定期総会の全議事を終了し、高橋保副支部長の閉会の辞により閉会した。

閉会の時刻は午後5時25分であった。

平成17年6月17日

東京税理士会日本橋支部定期総会議事録

議 長 板橋 則雄

議事録署名人 浅井 光政

議事署名人 高橋美津子

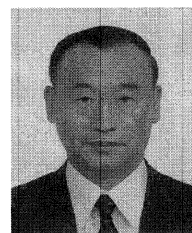
次いで、午後5時30分より司会吉村博一副支部長により懇親会が行われ多数の来賓と会員がおおいに歓談を楽しんだ。



研究論文

## —所得課税のあり方を考える—

税理士 浅井 光政



## 1 はじめに

昨年9月に税理士業務を開業して早1年過ぎた。この1年間、税の取り扱い実務にばかり執着するようになってきた。しかし、私達税理士は、顧客である納税者から『税法理論や税法解釈を論理的に考え、現実存在する課税要件事実に対する税法適用について説明すること』を求められる。

ご承知のとおり、現在、政府税制調査会では、個人所得課税のあり方が議論されている。そこで、ここでは、国税に係る個人法人を含めた所得課税制度のあり方を中心に最近感じていることを述べてみたい。

## 2 所得課税制度の仕組みとその歪み

所得課税は、個人に対して課す所得税と法人に対して課す法人税に区別されるが、法律上の区分はともかく、所得課税の理論上、両者は、一對のものとして構成されていると考えられる。

かつては、法人に対する所得課税はなかった。その後、所得税法の中に法人に対する所得課税の規定が置かれ、法人に対する所得税は、個人所得税の前払い的性格と位置付けられた。その当時、法人が利益処分をして役員に賞与を支給した場合、その賞与を支給された役員は、法人段階において所得税が前払いされているという理由で、個人段階において所得税を課されなかった。

しかし、賞与を支給される従業員と役員の間に不公平であるという理由で役員が利益処分として支給される賞与に対して個人段階でも所得税が課されることになった。そうであれば、所得課税の仕組みに歪みを生じさせないためには、『法人段階では、法人所得の計算上、利益処分の役員賞与は損金算入とする』取り扱いにする必要があった。

改変の背景としては、①法人自身に所得課税されていない時点では役員・従業員を問わず賞与金には個人に所得課税されていたこと、②今日に比べ昔は役員クラスと従業員クラスでは所得格差が

大きかったこと、などが挙げられる。

感情論としては理解できるが、そのため制度に歪みを生じさせることは、その制度自体の崩壊要因を蓄積させることになりはしないか。

現行法においても利益処分の役員賞与は、実質的には二重課税になっている。原則として役員賞与は損金不算入（法35）である。社長や専務の役員賞与は損金経理しても利益処分と同様の取り扱いになっている。勿論、社長や専務は、1年毎の報酬契約を結び、その報酬を毎月（定時に）定額支給されるならば、臨時的支払いがない（賞与支給はない）と判断され（法基9-2-13）、自ら実質的な二重課税の道を選択することなく、本来の所得にのみ所得課税される道を選択できる。

しかし、役員賞与も対価報酬・成功報酬であるという性格から合理的理由のある対価とみることができ、所得課税の仕組み上、実質的な二重課税にする理由は、存在しないはずである。

現行所得課税の理論的基礎であるシャープ勧告では、法人税は最終的には個人所得税の前払いであると位置付けている。株主の受け取る配当金は、法人段階で所得税を前払いしたことになるから、個人段階では、その税は減額すべきであるとされる。言うまでもなく本勧告では、完全な実質的な二重課税の排除を求めているのである。

その実質的な二重課税の排除方法は、①法人が受け取る配当金に対しての受取配当の益金不算入、②個人が受け取る配当金に対しての法人税分の税額控除である。

所得課税の仕組みを考えれば、完全な実質的な二重課税排除の規定を置くべきであるのに、それも今日では『受取配当の益金不算入額に対する負債利子部分の減額や、また、この金額に対しても更にその80%若しくは50%部分とする取り扱い』が導入され、歪んだもの（不完全なもの）に変化した。実質的な二重課税の道に進んでいることに加えて、複雑な取り扱いに変化しているのである。

これらの変化を『納税者に気付かれないよう税制度を歪めて（あるいは複雑化して）財源を確保しようとしている』とみるのは偏見であろうか。

これらの歪みを止める道は、極めて簡単である。法人が配当を支払う段階で全額支払配当損金算入とし、その配当を受け取る個人・法人の段階で利益（所得）とすれば済む話である。法人・個人は、配当支払いとして現金が流出すれば担税力はなくなるのだし、配当受け取りとして現金が流入すれば、担税力は生じるのであるから、誰にでも論理一貫性があるため納得しやすく、かつ、分かりやすい。

昨今、多様な金融商品が開発され、配当金か利子かの区別が難しいものもあることや、個人が所有する金融商品で個々人としては「配当・利子・譲渡益」のいずれに当たるか判断できないものも存在する。これらの事情を考えると「支払配当を損金算入にする制度の導入」は、所得課税の論理一貫性・明確性・単純性に優れているため、検討する価値があるように思われる。

なお、高額な退職金や高額な役員賞与に対する税制上の措置は必要であると考えるが、ここでは紙面の都合上論じない。

### 3 法人に対するパススルー課税

株式会社などの法人は、利益獲得（所得獲得）の道具若しくは器（うつわ）という性格を有している。歪みのない基本的な所得課税の枠組を尊重するならば、器に利益（所得）を滞留させなければ、『法人とその株主等』を含めてみた場合、実質的な所得二重課税は完全に排除されるはずである。

例えば、法人Aは、期首純資産2000、期末純資産3000、その株主は甲の1名だけで、利益（所得）1000を全て配当する場合（器に利益が滞留しない場合）を考えてみよう。

法人Aは、所得1000に対して30%の法人税300を負担するならば、甲は、配当金の所得として1000あるが、既に300所得税を前払いしていることになる。このようにAと甲の関係が密接かつ明確であるならば、法人Aという器に法人課税せず、直接甲個人に所得1000あるものとして300課税しても同じ結果になるからパススルー課税でもよいという理屈になる。

ご承知のとおり、有限責任事業組合（LLP）に対しては法人課税せず、その株主に対して「LLP

の利益」の持分比を各持主の所得として直接課税する。また、SPC（特定目的会社）に対する課税も同様の考えに基づく。ただし、LLCに対してはパススルー課税ではないという。

外国には、様々な事業体が存在する。わが国の法人・個人が諸外国の様々な事業体に加わった場合、パススルー課税か否か迷うものもある。これに対する方策としては、①「事業体という器」と「その持主」の関係が密接かつ明確であること。②事業体という器の利益はその持主の持分比に応じて各持主に帰属することなどを条件に「その持主」にパススルー課税を選択できること（持主全員の同意が必要）にすべきではなかろうか。

いずれにせよ、パススルー課税は実質的な所得二重課税を避ける道の一つであることを指摘しておきたい。

### 4 個人所得課税制度のあり方とその歪み

わが国に所得課税制度が導入されたのは明治20年（1887年）のことである。現行個人所得税制度は、シャープ勧告に大きな影響を受けた後、幾多の変遷を経て今日に至っている。

今日では、事業所得、給与所得、利子所得、配当所得など9種類の所得とそれ以外の所得を雑所得として、各所得ごとにその所得の定義規定を置いている。つまり、所得の範囲には、給与・配当・利子・利潤などの反復的、継続的利得だけ（制限所得概念）でなく、一時的・偶発的・恩恵的利得も含められること（包括的所得概念）になっている。

個人の所得は、『収入金額マイナス必要経費』というネットの概念を基本としているのは、法人の所得概念と同様であるが、課税所得の計算上、個人の主な特質として、次の2点を挙げることができる。その1つは、個人は、『家庭生活活動・社会生活活動』とその糧を得るための『経済的活動・価値獲得活動』の二面性があることである。2つ目は、課税所得の計算上、概算規定を置いていることである。

つい最近まで、ストックオプションは、給与所得か一時所得（または雑所得）について、数多く争われた。今日では、ようやく給与所得であるという方向に落ち着いた感があるが、このような争いになった要因の1つとして「各所得計算上の概算規定に問題があること」は明らかである。一時所

得であれば、その課税所得金額は、「収入金額から50万円控除した後の金額の2分の1」であるのに対して、給与所得になると、その金額は、「収入金額から僅かの給与所得控除を差し引いた金額」となる。個人所得課税のあり方としては、この取り扱いの差こそ問題にされるべきである。一時所得といえども、現金もしくは現金同等物の流入があれば、担税力はあるはずで、両者の取り扱いに差を生じさせる理論的根拠はない。

一時所得は臨時的で多額であるというのであれば、累進税率などを考慮して5分5乗方式または10分10乗方式などにして税率適用をフラットにすれば済む話である。退職所得、譲渡所得についても同様である。

譲渡所得の計算上、その必要経費（取得費・譲渡費用）の範囲などがしばしば問題になる。例えば、趣味のため（プレーするため）購入したゴルフ会員権を売却した場合や住宅として使用していた土地建物を売却した場合を考えてみよう。これらは、『家庭生活活動・社会生活活動』と『売却した場合の経済的活動・価値獲得活動』に係る部分が渾然一体になっている。『家庭生活活動・社会生活活動』に係る部分は所得課税の世界に入れない方法も選択肢の1つである。今日では、そこから利得を得ても損失を蒙っても所得課税の世界に入れることになっている。そうであれば、その所得の計算は、「売却物の収入金額－その総費用（取得費・ランニングコスト・譲渡費用）＋『家庭生活活動・社会生活活動』のため費消したことが明かな費用＝譲渡所得金額」とする方が合理的であると思われる。

ストックオプションの話に戻りたい。サラリーマンが得たストックオプションの利得は、その所得の生じた原因により判断すべきであると解すれば、労務提供が原因であるから給与所得とされよう。その所得の発生は、ストックオプションの権利付与時点と権利譲渡時点の2段階に分けるべきであるとすれば、第1段階では給与所得、第2段階の権利譲渡時点では一時的に所得が生じているから、一時所得と解する余地も十分に生じよう。なお、税理士が得意先から与えられたストックオプションに係る所得は、前者の考えによれば、事業所得と解されよう。

10種類の所得区分は複雑すぎ、その区分の曖昧さから問題が生じる。3～4種類の分かりやすい所得区分にし、更にその区分の違いがあっても所得に差が生じないようにすべきではないか。

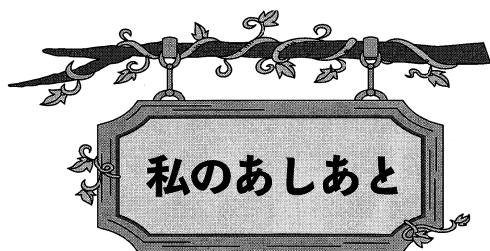
## 5 おわりに

最後に、法人所得計算の問題で、特に歪みが生じている2点を指摘したい。1つは、多額な不良債権の問題、もう1つは、固定資産等の多額な減損の問題である。これらの場合は既に損失が生じていると捉えるべきであり、ここでの評価の問題は二次的問題である。いずれにせよ、これらの問題を抱えた納税者とそうでない納税者との間で著しく不公平になっている。

法人個人を通じて、今日の所得課税制度は、不公平で、歪みが生じすぎ、複雑すぎる。単純で論理一貫性のある分かりやすい所得課税制度の構築を目指し、根本的に見直してもらいたいものである。







## 私の愛する中央区 — 兜町から浜町へ —

谷 本 宏 朗

戦後私の父が中国から復員してきて、以前に勤めていた日産自動車に復帰できず、靴ひとつで税理士業をはじめた。香川県の同県人の関係で、兜町の乃村工芸社の一隅を二坪ほど借りての開業だった。司法書士もしていたので、当時登記所が目の前にあって地の利はあったようだ。

私は日本製粉と言う会社に入って秘書課長等を経た後40歳で脱サラして税理士になったが十分な引継ぎもしないうちに父はなくなった。早いものでそれから約35年間兜町でお世話になった。50歳のときにビルを建て職住一致でそこに住み働いた。

戦後の長い間、兜町は日本の金融の中心だった。メイン通りには証券会社、銀行が並んでいたが、私の住んでいたところは消防署、警察署、公園、それに谷崎潤一郎がでた日本最古の小学校がごく近くにあった。バブルもはじけて兜町もすっかり変わった。しかし昨年は町会の役員の一員として兜町町会で約20年ぶりにみこしを担ぐのに一肌脱いだ。

兜町に30年以上もいて一番よいと思ったのは交通が便利だということだった。職住一致だから朝晩の通勤は勿論ないが、ちょっと時間があれば私の好きな展覧会を見にもいけるし、休日の土曜一日だけで映画を有楽町近辺で三本もはしごで観ることも容易だった。何の不満もなかったが、突然立ち退くことになった。

交通の便利さ、職住一致、それにできれば長年お世話になったこの税理士会日本橋支部から変わらないということで新しい事務所兼居宅を探した。しかし何しろ職住一致で、生まれた時からの70年以上の荷物がある。とても収まりそうにない。随

分たくさん探して回った。人との出会いも面白いものがあるが、偶然にピタッとしたものが浜町に見つかった。そして引っ越してまだ荷物は整理がつかないでいる。

しかし、引っ越してみたら日ごとにここ浜町が気に入っている。まず目の前に地下鉄都営新宿線の浜町駅があって兜町の便利さと殆ど変わらない。甘酒横町がすぐそばなので食べ物や買い物はとても楽しい。浜町公園もすぐそばで、温水プールやゴルフの練習場もある中央区立の総合スポーツセンターも歩いて2、3分だ。

一番気に入ったことは、自然が豊かなことだ。兜町では自動車の排気ガスと毎夜のように聞かされる救急車の騒音、その兜町から来たらここはまさに別荘地だ。朝4時ごろには百羽以上の鳥が我が家の上を小一時間飛び回る。5時ごろになると近くの浜町公園に犬を連れてくる人が何人かいるらしく犬がほえる。昼間は涼しい川風が吹き抜ける。空気が澄んでいるからだろう、遠くの話し声も聞こえる。

夕方になると蟬が鳴く。子供の遊んでいる声が聞こえる。{もういいかい} {まあだだよ} {もういいかい} {まあだだよ} {もういいかい} {もういいよ} 子供たちがかくれんぼをしているのだ。自分の頬をつねってみた。その後しばらく10歳ぐらいの少年の自分に戻っていた。

私の家からは隅田川の船が行き交うのがよく見える。一日中、大小の船が上ったり下ったりしている。夜9時半ごろになると東京湾の観光から続々と船が戻ってくる。提灯をたくさんつけたいろいろな形の船は每晚見てもあきない。

昨日7月30日は隅田川の花火大会だった。2万発の花火に100万人の見物客が酔いしれた。着物姿の若い女性が随分たくさん見られた。家族で歩いて花火大会を十分に鑑賞できたが、多くの人達が遠くから来ていると思うと少し申し訳ない気もした。花火鑑賞の屋形船がまるで蒙古の大群が攻めて来みたいに隅田川を上り、花火が終わると一斉に引いていく様は圧巻だった。

昔はクーラーもなかったので、夏の夜は涼を求めて、ゆかた姿でうちわを持って隅田川に人が集まったに違いない。私の新居の昔はどうだったのか。私の新居は今の明治座の裏にある、浜町2丁目。さっそく調べてみた。幸い私の大学の恩師白石先

生が昔の江戸の研究第一人者なので、調べるのは容易だった。

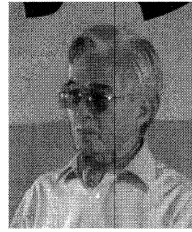
江戸時代この浜町は大名屋敷の多い地域だった。浜町というところは太田川端にも面していて、景色もいいし、空気も良かったからか医者や儒者の屋敷も多かった。今私が住んでいるところには54万石の太田川越中守のお屋敷16000坪があった。とても広く立派なお庭があり大正末の震災後まで存在した。明治初期になると浜町2、3丁目の土地所有者に、井上馨、島津忠義等も入ったが状況は殆ど変わらなかった。

その後、明治座の影響で芝居茶屋や待合ができ、いわゆる大正ロマンの時代、大正7年には浜町2丁目に芝居茶屋が32軒、待合が81軒もあった。お妾さんの家も多かったようだ。ほとんど全部の家が黒塀で、夜はずっと人力車が並び芸者衆が出入りした。ツンテンシャンとシャミの音が聞こえてくる別天地であった。

このように浜町には他の日本橋商業地区とは違って新しい産業のいぶきは殆ど感じられなかった。中央区にありながら金融の中心である兜町、商業地の人形町、久松町とはまた趣を異にし、太田川端情緒の、新派の芝居が良く似合う、静かな生粋の町であったという。

調べたところ今私のいるところは当時待合のあったところだ。浜風に吹かれてうとうとしながらずうっと昔のことを思う。江戸時代の大名に自分になっている。太田川端の待合にいるようだ。若くてきれいな女性たちに囲まれている。得意な詩吟を吟じている。そばに先ほどまで遊んだ立派な螺鈿の碁盤が置いてある。隣にいるのは碁がたき鈴木先生か。

夢から覚めて思う。これからの人生、私は中央区の歴史そして日本の歴史を、さらに先達の思想を真剣に学びたいと。



## 崑寿を迎えて

湯ノ上光昭

今年には敗戦60年。私には崑寿の年。桜友会で祝って戴き友人達からも祝福を受けた。今まで大変お世話になった先輩・同僚・後輩の皆さんの中、古稀を待たずに冥界へ旅立たれた方は20指に余りあることを思えば、本当に長く生きたなどの思い一入である。ここまで来ると、幕を降ろすのもそう遠くないであろうと思う時、歩んで来た77年を振り返るのもいいのではと、重い筆を持ち直した。

### 戦前青春

郷里鹿児島での中学時代は、太平洋戦争に明け、太平洋戦争に終わった。日中戦争が昭和12年に始まり、毎日のように日の丸の小旗が振られているうちに、昭和16年日米開戦。長い長い戦中であつたと思うのだが、1960年～1975年と続いた米国のベトナム戦争に比べると、アッという間に終わったと云える。しかしこの4年間、私達の青春は戦争に奪われた。中学在学中に3度も学徒動員という名の強制労働に狩り出された。その一発目は、大隅半島は鹿屋の海軍航空隊笠野原基地で掩体壕作り、中学2年生にとって炎天下のモッコ担ぎは死ぬ思いであつた。宿舎では、シャツの縫い目に群棲しているシラミにたかられ恐怖を覚えたことが今でも鮮明に思い出される。そして、同じ2年生の冬は、小倉の陸軍工廠への動員もあつた。何故かこの動員は、学年全部ではなく一部の生徒だけであつたが、私も狩り出された。成績のいい奴が選ばれたという説もあるが眉唾で、成績の悪い奴がコラシメに行かされたのではなかったか。慣れない機械を使って何か作った記憶はあるが定かでない。唯やけに寒かった記憶がある。

ハイライトは中学3年4月からの佐世保海軍工廠への動員である。しかし、私は軽い肺浸潤で不合格。残されて転地療養をする羽目になった。叔母と2人で川内川畔の湯之尾温泉の宿屋の一室を借りて、田舎の医者に通院して屈辱の日々を過ごした。7月の始め、再度身体検査の結果合格ということで、一人勇躍佐世保へ向かった。佐世保は米軍機の襲来激しく、街は焼野原、焼けた街に放置された死

体の間を縫って、跌で工廠へ通った。空腹を抱えて寝ている夜な夜な蚤・南京虫に襲われた。こんな生活環境が祟ったのか病氣再発、8月始め鹿児島への帰還を命ぜられ、軍の学校受験のため帰省する連中と、汽車に乗ったが、鉄道も鉄橋も爆撃によって破壊され尽くして、乗っている時間より歩いている時間が長い道程で、やっと鹿児島に辿り着いた。その鹿児島市も7月の大空襲で見渡す限り焼野原。郊外にあった我が家はかろうじて残っていたが、不発の焼夷弾が突き刺さっていて住めず、家族は日当山という、市から一時間ばかりの山村に疎開していた。私もその疎開地に落ちていてまた病院通いが始まったが、病院の医師に国賊と罵られた。日ならずして8月15日敗戦の玉音放送をきくことになる。佐世保へ戻る必要なくなり、正直ホットしたのを覚えている。戦負けて復帰した学校は、米軍に占領されて、私達生徒は旧陸軍の兵舎跡を使って、中学校が再開された。昭和20年10月頃だった。

#### 戦後青春

鹿児島市で勤めていた親父は、戦後、先祖伝来の田圃を農地改革から守るべく、郷里に帰農していた。私も学校卒業後は農業に生きる積もりでいたが、中学の4年頃友人に教えられて読み始めて、心酔といってもいい位傾倒していた宮沢賢治の影響が大きかった。学生時代、地方新聞の新春文芸欄に賢治ばりの詩で応募して一席となり、当時としては、大金であった500円の賞金を貰い、はや農民詩人気取りであった。しかし、いざ卒業・就農となって、“まだ若い、一度でいい、東京で生活してみたい”そんな思いが募り、親父に1万円貰い、1万円を費い切って生活せなくなったら帰農すると宣言して上京した。

昭和25年の春であった。取り敢えず転がり込んだのは、足立区のお大師様の近くに小さな家をもって住んでいた、私が兄さんと呼んで尊敬していた新婚ホヤホヤの親類の住居。当時、その辺りの地価は坪百円足らずで、持っていた1万円で百坪買えると思ったのを覚えている。私に利殖の才はなかった。

唯々一万円を長持ちさせたくて、仕事探しを始めた。参議院議員選挙立候補者の応援、有楽町のガード下や銀座四丁目での新聞売り、浜松町で血液売りとは何でもやったが、収入は少なかった。や

はり正業に就かなければと公務員試験（W5）を受けたら合格した。（考えてみるとこれが我が人生、迷走の始まりであった。受かっていなければ今頃、私は田舎で農民詩人を気取って悠々自適では、と夢想する）

配属されたのは税務署の総務係。昭和26年3月16日が就職第一日目であった。税務署に火炎瓶投込みが頻発している頃で、その対策要員としてコキ使われた。一方、全国の職場で、レッドパージの悪夢の余韻冷めやらずの中、再び労働組合運動が動き出していた。戦後第2回目の組合運動高揚期に入っており、我が職場でも組合作りが始まっていた。

署長の秘書役である総務係員が、組合運動等とんでもないと上司、友人に忠告されたが、次第に“正義の味方”労働組合運動に傾斜して行っただけで、転勤で赴任した署で組合支部を組織し、書記長に選ばれた。

そして、昭和31年労組本部の専従役員に押し出された。担当は、情宣部長、組合新聞の編集発行、支部へのオルグ等、必死で動いた。学閥制度打破、給与改善等多彩なスローガンを掲げ、税務署前に座り込み等の激しい斗争を組んだ。組合事務所泊まり込みで帰宅できない日が続いた。オルグに行き署内で執務時間中にアジ演説をやり、押し止める総務課長に“このヤロウ”と怒鳴りながら胸倉を掴んでやり合ったこともあった。凄く純粋な感情の昂りがそうさせたのだった。

当局も放ってはおかなかった。お定まりの弾圧・処分。役員の多くが処分され、重いのは“首”“停職”、私も停職4ヶ月を喰らったが辞令受取は拒否した。長女を出産したばかりの妻が泣いた。この処分がその後の私の人事異動に影響することについては、特に気にも留めなかった。

そして、次の大会で組合は二つに分裂した。いわゆる穏健派と称する人達が割って出たのであるが、私は残った。しかし、深い挫折感に襲われ自信喪失、遂に専従を降りて職場に復帰した。

#### 査察部・長男の死

職場へ戻って気がついた。税務署に入って8年経っているのに税のゼの字も知らないという事実であった。税の仕事を希望し、源泉税課へ移り、4年後の昭和38年には法人税課へ転課し、“税”に馴染んでいった。当時、全国の税務職員の憧れの署で

あった、日本一の日本橋税務署の法人に転勤した。昭和41年、辞令を貰った時天にも昇る思い、実に嬉しかった。その時、20年後にこの日本橋で税理士業を始める等と夢にも思わなかった。今、こうして“にほんばし”に寄稿させて戴いて、有り難い“ご縁”を感じている。

赴任当時の日本橋署は現在地にあったが、歩くと床が鳴り抜けるのではという危険な古い庁舎であった。程なくして新庁舎が建つことになり、職場は、新橋演舞場近くの仮庁舎へ移った。その後、新築成った現在の庁舎で執務し、東京国税局査察部へ異動したのは昭和45年7月であった。

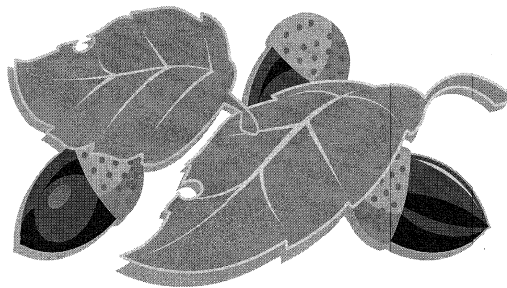
査察部在勤11年。令状を持って出動した数何百件か。マルサの後、名古屋の審判所、再び署勤務と移った。やはり忘れ難いのはマルサ、多くの先輩・同僚そして事件関係者にお会いしたが、人生の多くの指針を学んだ。それは今でも私の宝である。

査察部在勤中の昭和51年11月15日に長男が17歳で他界した。七回忌に斗病記を自費出版した。「おれなおるよネー—白血病との死斗38日間の記録—」という。この本の冒頭に私は、次の様に記している。「不幸は予告もなしに、或る日、突然にやってくるというが、長男の白血病も、全く予期せぬ日に、予期しない方法で襲って来た。」「昭和51年10月8日、私は数人の同僚と共に東京地検特捜部に行

っていた。仕事が佳境に入っていたもう午前も終わり頃、大手町から私宛に電話が入った」と。この電話が息子の白血病を知らせる妻からの電話であった。特捜部へ行っていたのは担当事件関連であり、その事件とは東京の査察部がやった事件の中でも最大級の事案であり、私はそれを担当するという栄誉を荷っていた。初動捜査は昭和51年2月であったが、難事件で、当初は大手町庁舎の9Fに泊り込みでやった。大手町の9Fを大手町ホテルと呼んだが、広い畳敷きの部屋にフトンを敷いただけ、寒さが身に応えた。若かった、使命感に燃えていたのだろう、つらいとは思わなかった。査察時代の経験で今でも誇りにしていることがある。事件着手前に日数をかけて打合せし、大きな事案では参加する者が直前に一堂に会して打合せもするが、その内容が絶対に外部へ洩れたことはないという事実である。今でもそうだと思うのだが、それは査察部全体に漲っている強力な責任感、一体感の成果であり、日本の“官”まだ捨てたものではないと思う。

マルサ時代からもう30年、往時茫々と云いたいが私にとってのマルサは、息子の死と重なっていることもあり忘れ難い“あしあと”である。

士業でお世話になって既に20年“あしあと”はあるが紙数もオーバーしたので終わりとする。



## 随筆



## 「そんなの 新内」

石橋 國朗

新内は、初代鶴賀若狭掾を始祖として二百五十有余年の歴史を持つ。

京都の都一中の門人である半中が宮古路豊後掾を名乗り、一中節より情緒的にして艶のある豊後節を語って人気を博したが、江戸在来の他流に憎まれ、官憲の弾圧を受け禁止の憂き目にあい京都に逃避する。

江戸に残った高弟たちはそれぞれの特徴を創始して流派の名を変え一派を立てたのが、常磐津・新内・富本・清元の豊後系四派である。

他流が芝居や踊り等の共演演奏にて発展したなかで、新内は殆ど座敷浄瑠璃の素語りを守って今日に到る。

江戸前で、粋で官能的な語り物浄瑠璃の新内であるが、吉原等の遊里や色街と共に発展し、また流しの流行で本来の芸が崩れ、語り物浄瑠璃の正体から逸脱してしまっている風潮が現在顕著である。

と まあ、今これをお読みになる方が、この文章をどれだけ理解されたか、一中だの半中だの知りえないことがあまりにも多くあり、漠然と、新内は言葉として脳味噌の隅には少々反応するが、聴いたことがない見たことがない、しかし、昔々に、三味線を爪弾き（手拭を頭に載せ）、街角を歩く着物姿を、不思議に思えた記憶がおありになるなら、その爪弾きの、人の心に響く音色を思い出すことは有るかも知れません。

浅学ですが、私がなぜ新内に興味を持ち、三味線を爪弾き語るかをお話いたします。

在る時、座敷で盆立ての杯とお調子を誂え、一人三味線を爪弾く男を見てしまいました。

その方は杵屋の名取りで男優さんでした。俳優名は勝新太郎、低い籠もった声は朗々と、眼は深く自分の生き様を見つめているように観えました。

私には何を語っているのか知りませんが、一瞬身震いした様な、強く引かれる何かがありました。

た。観てはいけないものを観たような、怖いものを観るような、それから熱病の様に彼が観ているものを、私も観たいと思うようになりました。

そんな思いが澱ようになった頃、偶然に七代目富士松加賀太夫の直系である十代目富士松加賀に巡り会うこととなりました。（七代目は今では伝説の人で、今新内があるのはこの方が居たからと言っても過言ではありません。）

まずは三味線、束脩など知らない私が高座扇子6本束にして、お師匠さんにお願ひしますと頭を下げ、三味線を弾きたいので弟子にして下さいと。

言うのは簡単なのですが、三味線の稽古、これがなかなか難しい、何とか成るかなと思っても見たが毎週1回、3年間通いつめても、まだ納得がいけないではありませんか。

折角だから「語り」もご教授をお願いして、「蘭蝶」、この稽古の時ショックを受けました。

三味線を爪弾きながら語り始めたお師匠さん88歳のご老体（女性）なのですが、蘭蝶（男性・言ってみれば遊び人の代表みたいな方）は粋な男の代表みたいに語る。このいと（吉原の花魁にして蘭蝶の彼女）ときたら、目を瞑り聞くと、まるで艶のある二十代の女性が、目の前に居るような錯覚を、ましてや、その後ろに吉原の遊郭の喧騒までが見えて来る様な。

まいったまいった、これが日本の文化。芸の世界なのかと思ひ知らされるのでございます。今では富士松加賀乙太夫などと名前を頂きましたが、和室の片隅で盆立ての杯を傾けて三味線を爪弾くのが精一杯、今一度精進すればと……。

以下は蘭蝶の一節です。

「お前に似てさ 下腹（したはら）に毛虫のない恐ろしい蛇 百足虫（むかで） 吞まれぬうちに もう帰る女房が松虫 さっぱり縁をきりぎりす あ の こ こ な し ょ に ん の げ じ げ じ 奴（め） 紙に包んでおととい来い 彼方（あっち）へいね虫」 「いなごいなごと 蹴散らかす 身振りは中車（ちゅうしゃ） 高麗屋（こうらいや） 市川流の口説（くぜつ）なり」

参考文献 （株）邦楽社 新内稽古本「蘭蝶」  
新内協会会員名簿（表紙裏）





## 私の健康管理法

谷 義 久

皆さん健康管理はどの様にされていますか。

スポーツ派（アウトドア・インドア）または健康情報番組派（寒天・ゴーヤ・マンゴー）ですか。それとも両方かな。良い仕事を行うには心身ともに健康が第一です。せっかくの機会ですので、私の健康管理法をお話させていただきます。

『喫煙は百害あって一利なし』 生まれてから今日まで受動喫煙はありますが、タバコ税を納めたことはありません。煙草ってきっと美味しいのだろうな。吸いすぎに注意しましょう。

『お酒は百薬の長』 今までは酒税の多額納税者でした。日本酒（温燗）が好きですが休肝日を設けています。今後は飲み過ぎに注意して肝臓を労ります。適正飲酒を心がけましょう。

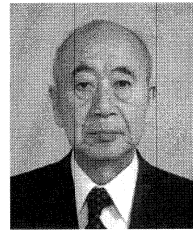
『風邪は万病の元』 クシャミ3回お湯割1杯です。風邪気味の時に飲む特製大蒜酒を造っています。大蒜・黒砂糖・蜂蜜を焼酎につけ3年熟成させたものです。インフルエンザの予防接種は受けませんが、風邪は引かず健康保険税は黒字です。風邪は早めに治しましょう。

『新鮮野菜で健康維持』 近くの梨農家から畑25坪を借りて有機無農薬で野菜を作っています。晴耕雨読が目標で、晴天の農作業はストレス解消になります。消費税は負担していますが農業所得はまだ発生しておりません。食物繊維を摂りましょう。

『癒しはペットで』 休日は朝・夕1時間ほど犬2匹とウォーキングです。ユウちゃん（♀ミックス6才25K）とラスティー（♂ゴールデン5才33K）を飼っていますが、甘えん坊で可愛いく気分転換には最高です。家来2匹を連れて諸国漫遊するのが夢です。扶養控除の対象にはなりませんが、何かペットを飼ってみませんか。

『究極のメニューはゴルフかな』 同伴者には迷惑をかけていますが、1打当たり経済的なゴルフをしています。ジョギングにもなりスカッとするので、利用税をもっと納めたいと思っています。日常をリセットして1日大いに楽しみましょう。

40年間勤務した職場を離れ、早1年が経ちました。還暦を迎え体調不良の時期もありましたが、健康に留意して一族郎党のため頑張っていきたいと思っているこの頃です。



## 敗戦（1945年）後 60年を生きのびて

渡 部 至

### ○生い立ち

私は1926年（大正15年）年寅歳12月に栃木県佐野で生まれた。

徳川家ゆかりの地名古屋に移り、小学、中学を過ごし私自身の意識が形成されたと思う。名古屋では土地柄旧家名家が多く、戦争中にもかかわらず豊かな生活ぶりを垣間見た。一方軍需工場が集中していたことが後に大爆撃を蒙ることになったのであろう。

日本が米兵と戦うこととなった太平洋戦争開戦の年1941（昭和16）年は、旧制中学3年であった。わが中学（旧制5年制の私立の商業学校）は愛知県でもスポーツの盛んな学校として夏の甲子園で3年連続優勝している実績があるなど、スポーツ全般に力を入れていた。

戦時中は特にスポーツに名を借りた軍事教練があり、敵前渡河の訓練と称して、完全武装してプールに飛び込まされたり、「お前たち、落下傘部隊に配属されたら地上に着地するときのショックの訓練だ」と3m位の障壁の上から1回転して飛び降りる訓練もさせられた。

今の私からは想像できないか知れないが、訓練の効果あってか、みんな動作、行動が敏捷であって、配属将校（軍隊から派遣され教練を指導する軍人）の査閲（評価）はいつも「優秀」であった。

中学3年の頭の中は教育勅語そのものであり、日本は神の国、天皇のため死すとも、日本国が敗れるなどとは考えたこともなかった。日本が軍国主義に入り言論の自由が極端に制限された時代である。

中国大陆と南方の島々に派兵する要員不足のため、どんどん召集令状が出された。そのため20歳であったが徴兵検査が私のときは18歳、1944（昭

和19)年のことであった。1番の甲種合格でなく、第1乙種の次の第2乙種合格であった。

### ○命びろい3件

その1 1945(昭和20)年3月19日 名古屋陸軍造兵廠において

この造兵廠は広い道路を挟んで南と北に分かれていた。南は比較的新しい兵器を造っていたが、北はほとんど倉庫的な物置であった。私はその日に限って北側の工場にいた。B29(アメリカ軍の重爆撃機)は南の工場にのみ爆弾を投下した。アメリカ爆撃機は新兵器を造っている工場とそうでない工場と偵察済みであり、南の工場だけに爆弾を投下したのであろう。

もし、私が南の工場にいたら建物とともに私の今日はないのである。

その2 1945(昭和20)年5月14日 寄宿先叔父宅にて

名古屋空襲により寄宿していた叔父宅で、B29が上空1万m(高空飛行のB29に日本の高射砲はとどかず打ち落とすことはできなかった)から焼夷弾を投下。私の周囲1m四方に落下した。記録によればこのときのB29の数440機。焼夷弾でなく爆弾であったら、又頭上直撃であったら、私はいまこの世にいない。金の鯨(しゃちほこ)の名古屋城が焼失したのもこのときである。

その3 長崎原子爆弾投下の日

陸軍2等兵(最下位の兵位)として、大村の練兵場より長崎市に出て疎開(空襲に備え、都市から地方に引越しをすること)の後始末をすることであった。8月9日は出掛けず被爆を免れた。20km位離れている大村の練兵場でB29が落とした原子爆弾を眺めた。真青な閃光と、きのこ雲がたち昇る異様な光景は60年の時を経た今も鮮明に脳裏に浮かぶ。小山を挟んで20kmの距離があったため放射能を浴びずにすんだ。

以上三度の幸運に助けられ、今60年を生き延びることができた。運命か、偶然か知るところではないが、有難いと常に思っている。

日本はなぜ戦争を続けたか。1年早く終わらせることができたのではないかと、朝日新聞(2005.8.14)社説は記している。

『1945年2月当時の近衛文麿首相は「敗戦は遺憾ながら必至」と昭和天皇に戦争終結を提案したとある。せめてここでやめていれば、東京大空襲、

広島、長崎の原爆投下、沖縄戦は防げたと思う。重臣(天皇に意見を述べる事ができた首相経験者など)たちは、お互いの腹の探りあいでは終始し、戦争終結の本音に踏み込む勇氣はなかった。情けないことである。

現在は言論の自由がある。60年前に比べれば、筋が通った説に理不尽な仕打ちはしにくい時代だ。しかし、明らかに被害が膨らんでいくときに、決断を先送りしない強さを持つことの大切さである。』と、国家財政と会社の経営に向けての意見として社説は説いているが、いつの時代でも時機を得た決断が肝要であり真の豊かな社会のために要請されることである。

### ○戦争放棄 ここで改めて憲法第9条を読む

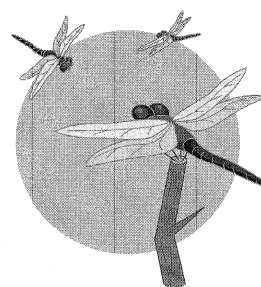
『第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。』

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。』

と規定している。

この規定を遵守することにより、敗戦後60年間日本は戦争のない平和を保つことができた。

私個人としても、2005年8月税理士になってから51年を経過した。先輩、友人知人に恵まれ、その御支援により現役を続けることができています。この幸せを単に運が良かったなどと考えるのでなく、いわゆる激動の昭和を生き抜いた戦争経験者世代の一人として平和維持のため、積極的に声を大にして努力すべき立場にあるのだとの思いに迫られている8月15日であります。



## 各部だより

### [総務部]

#### 支部幹事会報告

#### 第1回幹事会

日 時 7月10(日) 15:00~16:30

場 所 甲府・湯村温泉

#### I. 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の税務懇談会開催時期および提案議題の募集方法

開催日時予定

日本橋税務署 平成17年10月20日(木)

対象は日本橋支部会員全員

中央都税事務所 平成17年11月10日(木)

(当番支部：日本橋)

対象は正副支部長、総務、研修、広報・経理、渉外対策部長(9月幹事会にて決定)

→ 大矢総務部長からの報告で、日程及び中央都税事務所の対象者を後日決定し8月の支部発送文書に会員向質問用紙を同封することで承認。

2. 常会・新入会員説明会・忘年会・新年賀詞交歓会の開催に関する件

→ 大矢総務部長からの報告で、常会については本年も行う事で承認。

新入会員説明会については説明会の後、懇親会を行う事で承認。

忘年会については12月の幹事会終了後に、役員のみで行う事で承認。

新年賀詞交歓会については平成18年1月12日に明治座に於いて、一般会員及び税務署員等も出席で行う事で承認。



3. 八団体合同意見交換会(7/22)の件

→ 大矢総務部長から現時点で、23名出席予定の報告。

4. その他

→ 大矢総務部長からの報告で、6月30日付で6名の役員が東京税理士協同組合の支所役員となる事について承認。

#### II. 報告事項

1. 定期総会、懇親会(6/17)の件

→ 河原支部長より定期総会が、出席者91名、委任状444名で行われた事の報告。

2. 日本橋税務懇話会(6/21)の件

→ 河原支部長より、日本橋税務懇話会が年5回開催されている旨の説明。

今後のセレモニーについては、ロイヤルパークホテルで行う要請があった事及び納税表彰式を11月15日に行う事の報告。

3. その他

→ 中島副支部長よりモアグリーンゴビ基金の地区委員を、池上副支部長と浅野副支部長にお願いした事の報告。

→ 日税連の会長選考(7/26)に伴う郵便振替用紙の配付についての説明。

#### III. 各部報告

1. 総 務 部

大矢部長より弔事当番連絡表及び各部、委員会の分担について報告。

2. 研 修 部

岡田部長から7月27日に、減損会計を京橋支部と共催する事の報告。

3. 広 報 部

福本部長より広報107号発行にむけての報告。

4. 厚 生 部

野球部について井上幹事より近況報告。

ゴルフ部について坂下幹事より近況報告。

カラオケ部及びテニス部について中島副支部長より近況報告。

囲碁部について下村幹事より近況報告。

ボーリング部について星野幹事より近況報告。

5. 組 織 部

特になし。

## 6. 経 理 部

若狭部長より会費の銀行振替の推進について報告。

## 7. 綱 紀 部

特になし。

## 8. 渉外対策部

浅井部長より8月5日の商工会議所の相談会の打合せについて報告。

## IV. 理事会報告

→ 木下理事より、7月1日（金）開催の第4回支部長会・理事会の報告。

## V. 委員会報告

1. 法対策委員会 特になし
2. 情報システム委員会 特になし

## [研修部]

## 《研修会報告》

## 1. 遺言書の書き方

日 時：平成17年6月13日（月）  
午後6時30分～8時30分

講 師：公証人 荒木紀男先生（五反田公証人役場）

会 場：銀座プロッサム

参加者：50名

## 2. 減損会計の実務

日 時：平成17年7月27日（水）  
午後6時15分～8時45分

講 師：公認会計士 鶴田泰三先生

会 場：銀座プロッサム

参加者：52名

## [厚生部]

## &lt;野球部&gt;

平成17年6月からの活動状況についてご報告いたします。

## 7月14日（木）第1ブロックリーグ3回戦

|     | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本橋 | 4 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 7 |
| 神 田 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 | 5 |

1回表フォアボールのランナーを置いて、引地選手のライトへのホームランで2点、更に1アウト2、3塁のチャンスで、久しぶりの先発出場で張り切る河原支部長のセンター前ヒットで2点を追加しました。4回にも1アウト満塁で4番大澤選手の上手い流し打ちのヒットで2点、更にデッドボールで1点を

追加しました。先発ピッチャー大澤選手が強打の神田打線を3回までヒット2本の1点に押さえ、2番手櫻井選手もランナーは出すものの、センター赤根選手の好守にも助けられ、最小失点1点で2回を迎えました。6回に3点を失いましたが、しばらく勝利していなかった神田支部に勝ち、おいしいお酒を飲むことができました。

## 8月4日（木）第1ブロックリーグ4回戦

|     | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 京 橋 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 日本橋 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 4 |

1、2回とランナーを一人も出さず最高のピッチングの大澤選手でしたが、3回にエラーと当たり損ねのヒットが続いてしまい3失点となりました。4回に2塁打の大澤選手を掛川選手がヒットで返し1点、更に2アウト満塁の場面で、渡辺選手の強烈な打球を3塁手が体に当て、そのボールがキャッチャーに跳ね返ってきて3塁ランナーがホームでアウトになってしまう不運なプレーもあって、追加点が取れずに終わってしまいました。6回に井上が2アウトからデッドボールで出塁し、盗塁と敵失でホームインして1点差になり、7回はフォアボールで出塁した渡辺選手を赤根選手が3塁打で返し同点、勝ちのなくなった京橋支部は満塁策を取りましたが、3塁ランナー赤根選手がホームへ走り、山科選手が見事なスクイズバントを決めて、サヨナラ勝ちとなりました。

## 8月25日（木）

今回が第100回の記念大会となる支部対抗野球大会のキャプテン会議が行われ、組合せ抽選がありました。日本橋支部の1回戦の相手は板橋支部に決まりました。その後台風接近中ではありましたがミーティングを行い、大会へ向けての課題、合宿のメニューを話し合いました。

## 8月27.28日（土、日）

大会用の実践的な練習をする為に、例年の6月から時期を変更して、越後湯沢岩原にて部員20名、ゲスト5名の参加により合宿を行いました。基本練習に加え、普段の練習では出来ないことにも十分な時間をかけて、みんなで野球に集中した、内容の濃い合宿をすることができました。

東京税理士会第100回支部対抗野球大会が9月9日、16日、22日に行われました。合宿の成果が発揮され下記の成績を上げ、見事ベスト8になりました

た。

#### 9月9日 1回戦

|     | 1 | 2 | 3 | 4 |  |  | 計 |
|-----|---|---|---|---|--|--|---|
| 板 橋 | 1 | 2 | 2 | 2 |  |  | 7 |
| 日本橋 | 0 | 3 | 4 | 1 |  |  | 8 |

#### 2回戦

|      | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |  | 計  |
|------|---|---|---|---|---|--|----|
| 江戸川南 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |  | 7  |
| 日本橋  | 9 | 0 | 2 | 2 | × |  | 13 |

#### 9月16日 3回戦

|     | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 向 島 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 日本橋 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 | × | 6 |

#### 4回戦

|     | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 渋谷  | 0 | 1 | 4 | 2 | 2 | 0 | 9 |
| 日本橋 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 |

野球部では新入部員を募集しています。野球をやりたいと思っている人の情報がありましたら是非お知らせください。

(キャプテン 井上眞一 記)

#### ＜ゴルフ部＞

ゴルフ部では、9月14日（水）若洲ゴルフリンクスで今秋1回目となる第252回T.N.G会を開催しました。当ゴルフクラブは人形町から20分程度で行くことができ、日本橋支部から最も近くに位置したゴルフクラブです。コンペに参加後も、午後3時には事務所に戻り、通常業務にあたって頂きました。尚、今回からスコアの集計方法を従来のダブルリペアー方式からハンディ方式に変更させていただきました。12月まで3回程度、T.N.G会の開催を日本橋支部から近場のゴルフクラブで予定しています。スケジュールは追ってお知らせいたします。皆様の参加をお待ちいたします。

ボーリング部では、大会を11月17日（木）午後5時より東京ドームボウリングセンターにて開催いたします。昨年の大会では32名という大勢のご参加をいただき実施いたしました。会員だけでなく事務所の方々にもご参加いただけます。今年も多数のご参加をお待ちします。

(坂下眞一郎 記)

#### ＜テニス部＞

今年の夏は、冷夏の予想に反し暑い日が続きました。テニス部は真夏でも、月1回の練習は続いています。これからの季節はスポーツに最適です。そして酒の肴も・・・。

プロのコーチがレベルに合ったレッスンをしてくれます。一緒に心地よい汗を流して、美味しいお酒と肴。あなたも参加してみませんか？

#### 【今後の試合予定】

10月12日（水）東京税理士会支部対抗戦  
(予備日10月19日)

11月4日（金）東京税理士会秋季大会  
(予備日11月8日) (中島美和・記)

#### ＜囲碁部＞

月1回の定例囲碁会は支部会議室において開いています。午後3時から5時ですが、熱心な方は午後2時頃にはこられて対戦。仕事等の都合で午後3時にぴったんここられなくても結構。おくれてかまいません。いつでも、気の向いたときにおいで下さい。今後の日程は、次のとおりです。

10月14日（金） 定例囲碁会  
11月11日（金） 秋季支部囲碁大会  
12月12日（月） プロ棋士指導会

#### ＜歌舞音曲部＞

前号でもご案内致しましたが、10月15日午後1時より第20回カラオケ発表会が行われます。

今年は、プログラムの通り19名の支部会員と4名の他支部会員の参加を得て盛大に行われます。

過去19回までの連続出場者は、板橋則雄、伊藤文夫、中島重敏、若狭茂雄各会員の4名です。

皆さん、是非ご参加下さり、部員の日頃の練習成果をお聞き下さい。豪華景品の当たる福引きもあります。

#### 《プログラム》

##### ＜ご挨拶＞

東京税理士会 日本橋支部 支部長 河原邦文

##### ＜カラオケ発表会＞

1. 藤山 清春 アメリカ橋 (山川 豊)
2. 佐々木則司 北酒場 (細川たかし)
3. 佐野 典子 河内おとこ節 (中村美律子)
4. 増田 昌弘 我が人生に悔いはなし (石原裕次郎)
5. 伊藤 文夫 故郷の灯台 (田端 義夫)
6. 佐藤 嘉光 伊豆の雨 (角川 博)



7. 大澤 昭人 2億4千万の瞳～エキゾチック  
ジャパン～ (郷 ひろみ)

8. 板橋 則雄 ふりむけば日本海  
(五木ひろし)

9. 中島 美和 ココロツタエ (夏川 りみ)  
〈ご挨拶〉

東京税理士会 日本橋支部 厚生部長 栗原 勝  
〈ハンドベル演奏〉

ティンカー・ベル・リンガーズ

全国女性税理士連盟東日本支部同好会

#### 特別出演

坂元 左 (日本橋) 小ばなし  
坂田 純一 (板 橋) 男の背中  
(増位山太志郎)

萩野 弘康 (荒 川) 柔道一代 (村田 英雄)  
池部 悦子 (渋谷) 明日 (平原 綾香)  
阿部 英吉 (荏 原) きよしのズンドコ節  
(氷川きよし)

10. 濱 洋子 百万本のバラ (加藤登紀子)

11. 宮川 雅夫 哀愁のカサブランカ  
(郷 ひろみ)

12. 若狭 茂雄 これから音頭 (大泉 逸郎)

13. 湯ノ上光昭 港春秋 (北島 三郎)

14. 鈴木 毅 江釣子のおんな (竹川 美子)

15. 高橋美津子 LOVE IS ALL (椎名 恵)

16. 福本 光男 幻 (柴田 淳)

17. 河原 邦文 男の夜明け (天童よしみ)

18. 中島 重敏 下北漁歌 (細川たかし)

ゲスト アイリーン&鹿島やすよ

#### 〔渉外対策部〕

日本橋法人会、商工会議所本部及び中央支部からの依頼を受けて、税務相談のための会員派遣を次のとおり実施しました。担当の先生方には御支援、御協力をいただきましてありがとうございました。

#### ○日本橋法人会分

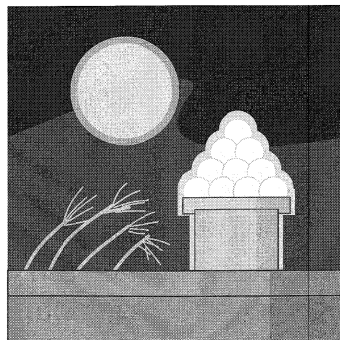
| 平成17年実施日 | 会 場    | 担当税理士 |
|----------|--------|-------|
| 6月8日(水)  | 法人会事務局 | 成田 一正 |
| 6月15日(水) | 〃      | 中島 美和 |
| 6月22日(水) | 〃      | 福岡 敏郎 |
| 6月29日(水) | 〃      | 中沢 勇  |
| 7月6日(水)  | 〃      | 若狭 茂雄 |
| 7月13日(水) | 〃      | 蟻坂 欣一 |
| 7月20日(水) | 〃      | 星野光一郎 |
| 7月27日(水) | 〃      | 高橋美津子 |
| 8月3日(水)  | 〃      | 福本 光男 |
| 8月24日(水) | 〃      | 坂元 左  |

#### ○商工会議所本部分

| 平成17年実施日 | 会 場      | 担当税理士 |
|----------|----------|-------|
| 6月14日(火) | 中小企業センター | 井上 健治 |
| 7月5日(火)  | 〃        | 安藤 昇  |
| 7月26日(火) | 〃        | 〃     |
| 8月16日(火) | 〃        | 佐々木則司 |

#### ○商工会議所中央支部分

| 平成17年実施日 | 会 場   | 担当税理士          |
|----------|-------|----------------|
| 6月15日(水) | 京橋プラザ | 大澤 昭人          |
| 7月20日(水) | 〃     | 木下 純一<br>(敬称略) |



## 名橋「日本橋」保存会へのお誘い

日本橋川から日本橋を望む

過日、法人会の西川会長よりお話があり日本橋川の美化浄化についての協力要請がありました。去る8月19日、常盤橋防災船着場からクルーザーに乗船し、日本橋川を下り、茅場橋をくぐり亀島川へ、高橋をくぐって隅田川へ、両国橋をくぐって柳橋をくぐり神

田川を廻り後楽橋から再び日本橋川へ(略図参照)。約1時間半の行程でした。50数年日本橋に住んでいて、初めて川から橋を見上げました。今回は日本橋川の美化浄化のための調査ということでした。

皆さんは、大阪道頓堀川の浄化作戦をご存知ですか？道頓堀川では橋洗いにEM（有用微生物群）洗剤を使用して橋と共に川も綺麗にしようとの試みが行われています。EM（詳しくは乳酸菌群や酵母菌を複合培養したもの）は発酵や分解能力に優れ生ゴミの肥料化、悪臭や土壌、水質改善に効果があるそうです。

この日は、EMの考案者である、琉球大学教授農学博士比嘉照夫教授を始め18名の関係者が乗船しました。日本橋川のほとりで夕涼みが出来るような環境作りを目指して、法人会、日本橋ロータリークラブ、日本橋倶楽部、各町会等々多数の団体、企業が参加を表明しているようです。

東京税理士会日本橋支部にも協力依頼が寄せられています。皆様のご理解がいただければ何某かの協力をしたいと思っておりますがいかがでしょうか？

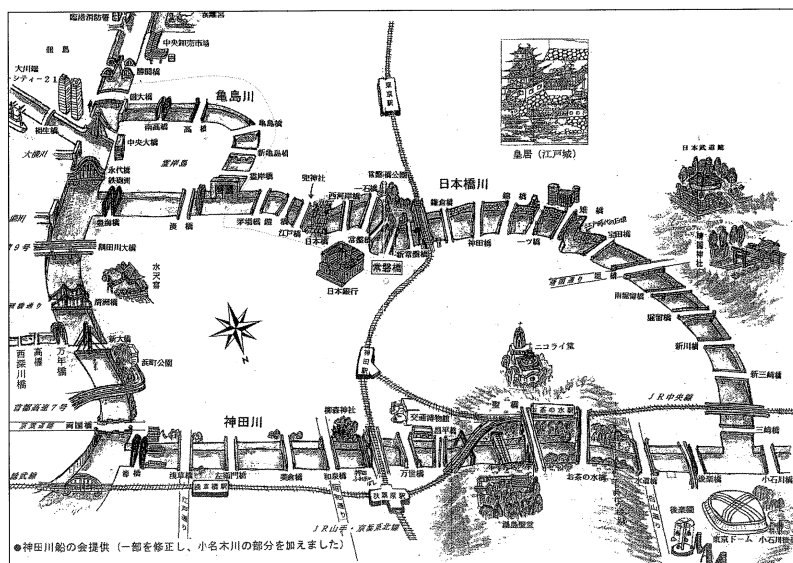
(広報部)



隅田川を走る調査船



インタビューを受ける比嘉琉球大学教授



# 日本橋署新旧幹部職員名簿

平成17年7月10日現在

| 官 職     | 新 任 者 |              | 前 任 者 |               |
|---------|-------|--------------|-------|---------------|
|         | 氏 名   | 前 任 部 署      | 氏 名   | 異 動 先 部 署     |
| 署 長     | 渡邊 光治 | 査察部次長        | 和田 睦男 | 【勇退】          |
| 副署長(法)  | 平賀 優男 | 東審四部第9副審判官   | 上田 幸穂 | 本所特別調査官(法人)   |
| 副署長(個)  | 岩村 勉  | [留任]         | 岩村 勉  | [留任]          |
| 副署長(総)  | 宮本 克己 | 荻窪副署長(総個)    | 工藤 武  | 【勇退】          |
| 特 官(所)  | 花見 修  | [留任]         | 花見 修  | [留任]          |
| 特 官(所)  | 鈴木 忠良 | [留任]         | 鈴木 忠良 | [留任]          |
| 特 官(法)  | 佐々木正良 | 足立特別調査官(法人)  | 小岩 真  | 調査四部調48統括官    |
| 特 官(法)  | 宮地 雄三 | 神田特別調査官(源泉)  | 後藤 一男 | 川崎南特別調査官(法人)  |
| 特 官(法)  | 板東 茂晴 | [留任]         | 佐藤 光一 | 柏副署長(法)       |
| 特 官(法)  | 室井 薫  | [留任]         | 板東 茂晴 | [留任]          |
| 特 官(法)  | 坂本 満  | 調査第二部調16総括主査 | 室井 薫  | [留任]          |
| 特 官(源)  | 金野 金七 | [留任]         | 金野 金七 | [留任]          |
| 総務課長    | 川邊 正実 | [留任]         | 川邊 正実 | [留任]          |
| 管理統括    | 中川 明文 | [留任]         | 中川 明文 | [留任]          |
| 特 官(徴)  | 近埜 啓  | 芝特別徴収官       | 佐々木 淳 | 松戸特別徴収官       |
| 徴収統括    | 嶋田 康一 | [留任]         | 嶋田 康一 | [留任]          |
| 特 官(所)  | 平田 良嗣 | 川崎北特別調査官(所得) | 佐々木留吉 | 麹町特別調査官(所得)   |
| 個 1 統括  | 小口 二郎 | 麻布個人1統括官     | 木内 永治 | 成田個人1統括官      |
| 個 2 統括  | 日野 文夫 | [留任]         | 日野 文夫 | [留任]          |
| 個 3 科統括 | 渡邊 輝次 | [留任]         | 渡邊 輝次 | [留任]          |
| 資産統括    | 斉藤 彰  | 課税一部審理課主査    | 菊込 謙一 | 東京上野評価専門官     |
| 特 官(法)  | 山本 章弘 | 麻布特別調査官(法人)  | 樋詰 政夫 | 【平成17年3月退職】   |
| 特 官(法)  | 林 吉幸  | 千葉東法人6統括官    | 山田 哲久 | 神田特別調査官(法人)   |
| 特 官(源)  | 星野カツ子 | 横浜南法人3統括官    | 坂村 雅美 | 【平成17年3月退職】   |
| 特官連調官   | 橋本 利行 | 相模原特官(法人)上席  | 後藤 和義 | 東京上野法人10統括官   |
| 法 1 統括  | 岡田 金一 | 千葉東法人1統括官    | 澤城 教典 | 麹町法人1統括官      |
| 法連調官    | 片野 政雄 | 横須賀法人連絡調整官   | 矢野 秀喜 | 渋谷法人2統括官      |
| 法 2 統括  | 青野 貞子 | [留任]         | 青野 貞子 | [留任]          |
| 法 3 統括  | 名和 通  | [留任]         | 名和 通  | [留任]          |
| 法 4 統括  | 児島 俊明 | [留任]         | 児島 俊明 | [留任]          |
| 法 5 統括  | 佐山 伸  | 四谷法人4統括官     | 長岡 忠昭 | 木更津法人1統括官     |
| 法 6 統括  | 對馬 勝男 | 本郷法人3統括官     | 粕谷 正広 | 横濱中法人4統括官     |
| 法 7 統括  | 賀川 康広 | 調査四部調48主査    | 林田 弘志 | 浅草法人5統括官      |
| 法 8 統括  | 森岡 秀夫 | 葛飾法人9統括官     | 永井 隆  | 【平成17年3月退職】   |
| 法 9 統括  | 天野 英夫 | [留任]         | 天野 英夫 | [留任]          |
| 法10統括   | 柿澤 功一 | 中野法人7統括官     | 山田 豊  | 【勇退】          |
| 法11統括   | 宇佐田一雄 | 関信局法人課税課総務係長 | 知念 辰巳 | 沖縄事務所沖縄法人1統括官 |
| 法12統括   | 鈴木 清夫 | 荒川法人6統括官     | 塩川 正幸 | 館山法人1統括官      |
| 国專官法    | 菊池 誠  | [留任]         | 菊池 誠  | [留任]          |
| 国專官源    | 岩浪 明  | [留任]         | 岩浪 明  | [留任]          |
| 国專官源    |       |              | 木下 文男 | 芝国際税務専門官(源)   |
| 情報技術官   | 三谷 敏幸 | 新宿情報技術専門官(法) | 遠藤 昭  | 四谷情報技術専門官(法)  |
| 審專官法    | 高橋 健  | [留任]         | 高橋 健  | [留任]          |
| 審專官源    | 大本 彰  | [留任]         | 大本 彰  | [留任]          |
| 課長補佐    | 日向 浩一 | 調査四部調43調査官   | 鳥海 聖二 | 豊島法人連絡調整官     |
| 総務係長    | 齋藤 毅  | 日本橋総務課会計係長   | 野中雄一郎 | 柏資産上席         |
| 会計係長    | 大工原ゆき | 日野資産1調査官     | 齊藤 毅  | 日本橋総務課総務係長    |

## 中央都税事務所からのお知らせ

### ◎ 9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です。

9月は、23区内の固定資産税・都市計画税第2期分の納期です。6月にお送りした納付書により都税事務所又はお近くの金融機関・郵便局で、9月30日（金）までにお納めください。

なお、納税には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。

### ◎ おすすめします！安心・便利な口座振替！！

口座振替は、納期限に預（貯）金口座から自動的に納付できる制度です

|           |          |                                              |
|-----------|----------|----------------------------------------------|
| 口座振替の申込方法 | いつまでに？   | 11月10日（木）までにお申込みいただくと、平成17年度第3期分からご利用いただけます。 |
|           | どこに？     | ご利用の金融機関・郵便局の窓口へ                             |
|           | 必要なものは？  | 預（貯）金通帳、金融機関届出印、納税通知書                        |
|           | その他の方法は？ | 6月にお送りした納税通知書に同封の『口座振替依頼書』のハガキでも申し込みができます。   |

### ◎ 災害により被害を受けた場合には

秋は台風の子節です。

台風や集中豪雨などで甚大な被害を受けた納税者の方には、いったん課税した税金のうち、

まだ納期限が到来していない税金を減額する制度があります。

また、被害により都税を一度に納めることができない場合には納税を猶予する制度もあります。

減免の対象となる都税は、固定資産税・都市計画税第、不動産取得税、個人事業税などです。

いずれの場合にも、納税者ご本人からの申請が必要になります。詳しくは、都税事務所にお尋ねください。

### ◎ 外国語版「ガイドブック都税'05」を配布しています。

都税を中心に、税金について分かりやすく解説した「ガイドブック都税'05」の外国語版を作成しました。

どうぞご利用ください。

言語…英語・中国語・ハンデル

配布場所…都税事務所または都民情報ルーム

（都庁第一本庁舎3階北側）

問合せ先 中央都税事務所

代 表 3553-2151

## ここが旨い

### 「都寿司」

「鮪は生き、料理は夢」「鮪は世界に広まる健康食品です」とは、ご主人の言葉。創業明治35年、このお店の売りは何と言ってもネタの良さ。特に鮪の旨さは絶品。お昼の「二重ちらし」は、ネタの良さ、お値打ち価格、言うこと無し!! 一度は食してみたい。

昼。鮪丼1,000円。二重ちらし1,200円  
 蛸殻町1-6-5（新大橋通り、銀杏八幡向）  
 TEL 3666-3851

<http://www.sushitenn.com/toukyo/miyakozushi/>  
 福本光男

### 「トラットリア サンマルツァーノ」

水天宮界隈で見つけた本格派イタリアン。シックでエレガントな店内は女性好み! シェフは料理歴30年超のちょっぴり頑固(?)。千葉の有機野菜農家と契約し、前菜の野菜料理の充実しているのがうれしい!! 店の看板メニューはもちろんピッツァ。ナポリ風でもローマ風でもない独特のスタイル。春は桜の花、秋はサンマのピッツァ（エッ!!）はいかが？

蛸殻町2-14-4（新大橋通り水天宮交差点交番から浜町に向い2分）

TEL 3666-3499

営業時間 PM 5:00~PM 11:00（夜のみ営業）

予算4,000円前後。コース3,500円（税抜）から

<http://www.sanmarzano.jp>

福本光男

## ちょっとひとこと

皆さんは、日本語の豊かさというものを考えたことが有りますか？いろいろ考えられると思いますが。！

大分以前から昨今の話し言葉についてとても気になっていました。語尾の助詞を強調して延ばす話し方「○○○で～」「○○したら～」「○○するし～」等々。また、やたらと略して言葉を作り出す。とても耳障りにさえ感じることも多く有りました。皆さんはいかがですか？もっと違うところで、言葉についてのご意見をお持ちの方も有るかもしれません。

最近、日本語の表現の豊かさについて再認識させられる事が有りました。それは数の数え方です。数の数え方は、そのものの形や使い方によって表現されてきたようです。皆さんもご存じのものが多数有ると思いますが、幾つかご紹介してみます。

- 箸 ……………「一膳二膳」(イチゼンニゼン)
- 箆笥 ……………「一棹二棹」(ヒトサオフタサオ)
- 蚊帳 ……………「一張二張」(ヒトハリフタハリ)
- 香炉 ……………「一合二合」(イチゴウフタゴウ)
- 菅笠(スゲガサ)・「一蓋」(イッカイ)
- 灯籠、墓 ……「一基二基」(イツキニキ)
- 三味線 ……「一棹二棹」(ヒトサオフタサオ)  
「一丁二丁」(イチチョウニチョウ)
- 笛、尺八 ……「一本二本」(イツポンニホン)
- 琴、琵琶 ……「一面二面」(イチメンニメン)
- 座卓、椅子 ……「一脚二脚」(イツキヤクニキヤク)
- 鱈子 ……………「一腹二腹」(ヒトハラフタハラ)
- 烏賊 ……………「一杯二杯」(イツパイニハイ)
- 扇子 ……………「一本二本」(イツポンニホン)  
「一面二面」(イチメンニメン)
- 屏風 ……………「一扇二扇」(イツセンニセン)  
「一曲二曲」(イツキョクニキョク)
- うさぎ ……………「一羽二羽」(イチワニワ)
- 馬 ……………「一頭二頭」(イツトウニトウ)  
「一騎二騎」(イツキニキ)  
「一匹二匹」(イツピキニヒキ)

これらの中には、皆それぞれに謂れ意味があるようです。

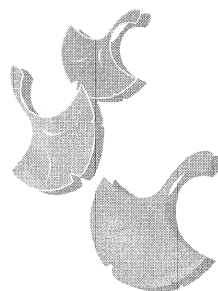
例えば香炉等は合わせ物(蓋を合わせる意味)で「合」。印籠も「合」。お侍が被った菅笠(スゲガサ)は「蓋」「いっかいの笠で顔を覆い」というように使います。箆笥は長持ちと同じく「棹」。これは大名行列に見られるように紐で結んで棹にさして運んだから。三味線は柄の部分(柄)を棹と呼ぶことから、但し「丁」で呼ぶことも有ります。ちゃぶ台、座卓は脚があるので「脚」。ご飯茶碗は銘々が使うものは「個」、来客用は「客」、ご飯が盛られると「膳」、「椀」、「杯」と変化するようです。

変化というと馬もそうです。通常は「頭」、人が乗ると「騎」、しかし明治以前は「匹」だったようです。「匹」とは織物二反で「一匹」と言うように、二つの物が対になる事をいい、匹敵(ヒトキ)という二つのものが互角ということになります。牛や馬が馬車や牛車を引いているのを後ろから見て、尻が二つに割れて相対して見えることから「匹」でした。それが放牧民族の西洋人が牛を頭数で数えることから、明治人が文明開化の現れかどうか(?)用いたものと言われていると「面」。

よく理解できないのが握り寿司。二つで「一貫」という説と一つで「一貫」と呼ぶ人もいます。江戸時代の文献には「ひとつふたつ」と記されているようですが、軍艦巻きが食べられるようになって「一卷二巻」が言われだし、それがいつのまにか「貫」になったのでしょうか。

こうして考えてみると先人達の優雅な遊び心が伺えゆったりとした楽しい気分になりませんか？「一葉(イチヨウ)のはがき」「一片(ヒトヒラ)の紙切れ」などなど……!!

福本光男



# 支部会員異動のお知らせ

平成17年 6 月 1 日～  
平成17年 8 月31日

## 〈入会〉

|       |       |                                                                            |       |       |                                                                            |
|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------|
| 6月1日  | 入船 駿一 | 〒103-0021<br>日本橋本石町4-5-3<br>中尾ビル301<br>電話 3548-8741                        | 7月26日 | 岩濱みゆき | 日本橋久松町11-2<br>桃陽久松町第1ビル3階<br>電話 3639-0010<br>〒103-0014<br>日本橋蛸殻町1-21-16    |
| 6月27日 | 新谷 敏子 | 〒103-0022<br>日本橋室町1-9-1<br>日本橋室町ビル7階<br>福田浩彦税理士事務所<br>電話 3516-6051         | 7月26日 | 仲市 誠治 | 〒103-0025<br>日本橋茅場町3-6-4<br>マルブン田村ビル7階<br>赤坂光則税理士事務所<br>電話 5695-0609       |
| 6月27日 | 遠藤 忠  | 〒103-0013<br>日本橋人形町3-11-12<br>久保田ビル5階<br>電話 5640-1566                      | 8月1日  | 金内 勇  | 〒103-0027<br>日本橋1-4-1<br>日本橋1丁目ビルディング<br>16階<br>税理士法人平成会計社<br>電話 3231-1858 |
| 6月27日 | 瀬田やす子 | 〒103-0004<br>東日本橋3-8-1<br>東日本橋コーポラス401<br>電話 5640-1066                     | 8月1日  | 山崎 泰  | 〒103-0021<br>日本橋本石町4-5-1<br>本石町ビル8階<br>電話 5204-0615                        |
| 6月27日 | 高井 大輔 | 〒103-0027<br>日本橋1-4-1<br>日本橋1丁目ビルディング<br>16階<br>税理士法人平成会計社<br>電話 3231-1858 | 8月24日 | 浅野美奈子 | 〒103-0027<br>日本橋1-4-1<br>日本橋1丁目ビルディング<br>16階<br>税理士法人平成会計社<br>電話 3231-1992 |
| 6月27日 | 只野ふさみ | 〒103-0025<br>日本橋茅場町1-6-3<br>山榮ビル<br>パートナーズ総合税理士法人<br>電話 5644-0511          | 8月24日 | 石崎 宏  | 〒103-0013<br>日本橋人形町1-18-5<br>TK人形町ビル<br>電話 5641-1580                       |
| 6月27日 | 都井 清史 | 〒103-0027<br>日本橋1-2-10<br>東洋ビル3階<br>電話 3517-1061                           | 8月24日 | 岩川由美子 | 〒103-0023<br>日本橋本町2-3-15<br>共同ビル(新本町)64号室<br>太田龍彦税理士事務所<br>電話 3548-3488    |
| 6月27日 | 八幡 貴子 | 〒103-0027<br>日本橋1-4-1<br>日本橋1丁目ビルディング<br>16階<br>税理士法人平成会計社<br>電話 3231-1858 | 8月24日 | 軽石 一彦 | 〒103-0013<br>日本橋人形町2-6-1<br>柴川ビル4階<br>電話 5640-5685                         |
| 7月1日  | 白鳥 智子 | 同上                                                                         | 8月24日 | 工藤善四郎 | 〒103-0004<br>東日本橋2-9-4                                                     |
| 7月1日  | 服部 聡明 | 〒103-0005                                                                  |       |       |                                                                            |



|             |                  |                        |              |
|-------------|------------------|------------------------|--------------|
|             | フェアモントタワーズイースト2階 |                        | 東日本橋2-9-2    |
|             | 電話 5835-1920     | 8月24日 山田 弘             | 電話 3863-3880 |
| 8月24日 齋藤 郁夫 | 〒103-0001        |                        | 〒103-0027    |
|             | 日本橋小伝馬町7-13      |                        | 日本橋3-1-2     |
|             | ストリアビル3階         |                        | NTA日本橋ビル8階   |
|             | 電話 3249-1881     | 8月24日 横山 繁正            | 電話 3272-8560 |
| 8月24日 園屋 忍  | 〒103-0007        |                        | 〒103-0023    |
|             | 日本橋浜町3-34-3      |                        | 日本橋本町4-14-2  |
|             | 亜細亜ビル3階          |                        | ミマツビル203号    |
|             | 電話 5847-5711     | 8月24日 脇屋 達美            | 電話 5645-1625 |
| 8月24日 徳舩 仁  | 〒103-0001        |                        | 〒103-0022    |
|             | 日本橋小伝馬町19-3      |                        | 日本橋室町2-3-16  |
|             | 池田ビル4階           |                        | 三井六号館5階      |
|             | 電話 5645-2620     |                        | 清新税理士法人      |
|             |                  |                        | 電話 3271-5247 |
| 8月24日 永田 弘之 | 〒103-0025        | 〈法人入会〉                 |              |
|             | 日本橋茅場町2-6-11     | 6月10日 税理士法人日本橋総合会計     |              |
|             | 北野ビル3階           |                        | 〒103-0025    |
|             | 電話 3249-9550     |                        | 日本橋茅場町2-17-6 |
| 8月24日 西村 元  | 〒103-0025        |                        | いづみハイツニュー茅場町 |
|             | 日本橋茅場町1-6-12     |                        | 407号室        |
|             | 共同ビル（茅場町駅）       |                        | 電話 3639-4191 |
|             | 山口親一税理士事務所       | 8月18日 税理士法人クリアコンサルティング |              |
|             | 電話 3668-1069     |                        | 〒103-0014    |
| 8月24日 松上 秀晴 | 〒103-0004        |                        | 日本橋蛸殻町1-5-1  |

## お知らせ

### 税を考える週間の行事について

今年は“税と日本橋の街づくり”をメインテーマに税務八団体共催によるパネルディスカッションが下記要領で行われます。当会からは、河原支部長、大矢総務部長が出席します。興味のお有りの方はご参加下さい。入場無料。

日 時 平成17年11月11日

会 場 ロイヤルパークホテル ロイヤルホール

テーマ 税と日本橋の街づくり

内 容 1部 八団体オープニングセレモニー 午後1時30分開始

2部 パネルディスカッション  
午後2時開始 午後4時終了  
予定

#### 第1部 オープニングセレモニー

税を考える週間趣旨説明

税務関連八団体の紹介。日本橋税務署長  
他各団体代表挨拶

#### 第2部 パネルディスカッション

コーディネイター

竹内 誠（東京江戸博物館館長）

パネラー

細田安兵衛（榮太楼総本舗相談役）

同 三田 芳裕（明治座社長）

同 荒俣 宏（作家）

同 池内 淳子（女優）

同 矢田 美英（中央区長）



## 〈住所変更〉

北島 孝康 〒263-0032  
千葉市稲毛区稲毛台町5-8  
稲毛台ハウス参番館104  
電話 043-247-7263

菅野 浩 〒116-0001  
荒川区町屋4-33-13  
電話 3895-1195

木村三喜男 〒340-0034  
埼玉県草加市氷川町2170-8

露木 正人 〒103-0024  
日本橋小舟町13-10  
儘田ビル4階

渡辺 稔 〒132-0013  
江戸川区江戸川2-3-17  
電話 3678-7124

渡辺 英樹 〒231-0023  
横浜市中区山下町12-2  
グランプリエ横濱山下公園804  
電話 045-663-2303

温井 徳子 〒133-0057  
江戸川区西小岩5-8-3-802  
電話 3231-0515

森上 護 〒135-0061  
江東区豊洲4-10-18-604  
電話 3536-0833

谷本 滋朗 〒103-0007  
日本橋浜町2-42-9  
アイデン浜町6階

五味 薫 〒160-0023  
新宿区西新宿6-16-10  
加藤ビル201

太田 佳孝 〒274-0824  
千葉県船橋市前原東6-31-8

中島 義雄 〒177-0041  
練馬区石神井町6-6-2  
8-406号  
電話 3997-0603

## 〈転出〉

受川 正 浅草支部へ  
小林 孝至 世田谷支部へ  
細田 明 京橋支部へ  
清宮 秀子 板橋支部へ

## 〈法人転出〉

税理士法人 コーポレート・キャピタル・コンサルティング東京支店  
京橋支部へ

## 〈退会〉

佐藤 純一 業務廃止  
細川 公久 千葉県会へ

## ～ 表紙の写真 ～

## 北国街道「海野宿」について

寛永2年（1625年）北国街道の宿駅として開設された。延長650m。享和年間には旅籠が23軒、伝馬屋敷が59軒有り宿場は賑わっていた。

今も道中央の用水路には清い水が流れ、柳並木や街路灯が柔らかな趣を呈している。

両側の格子戸の家並みは宿場時代の建物と、明治以降の建物がよく調和しながら時代を超えて残されている。

重要伝統的建造物群保存地区

日本の道百選選定地区

「海野宿」

現在の長野県、小県郡東部町本海野  
写真提供 福本光男会員

## 編 集 後 記

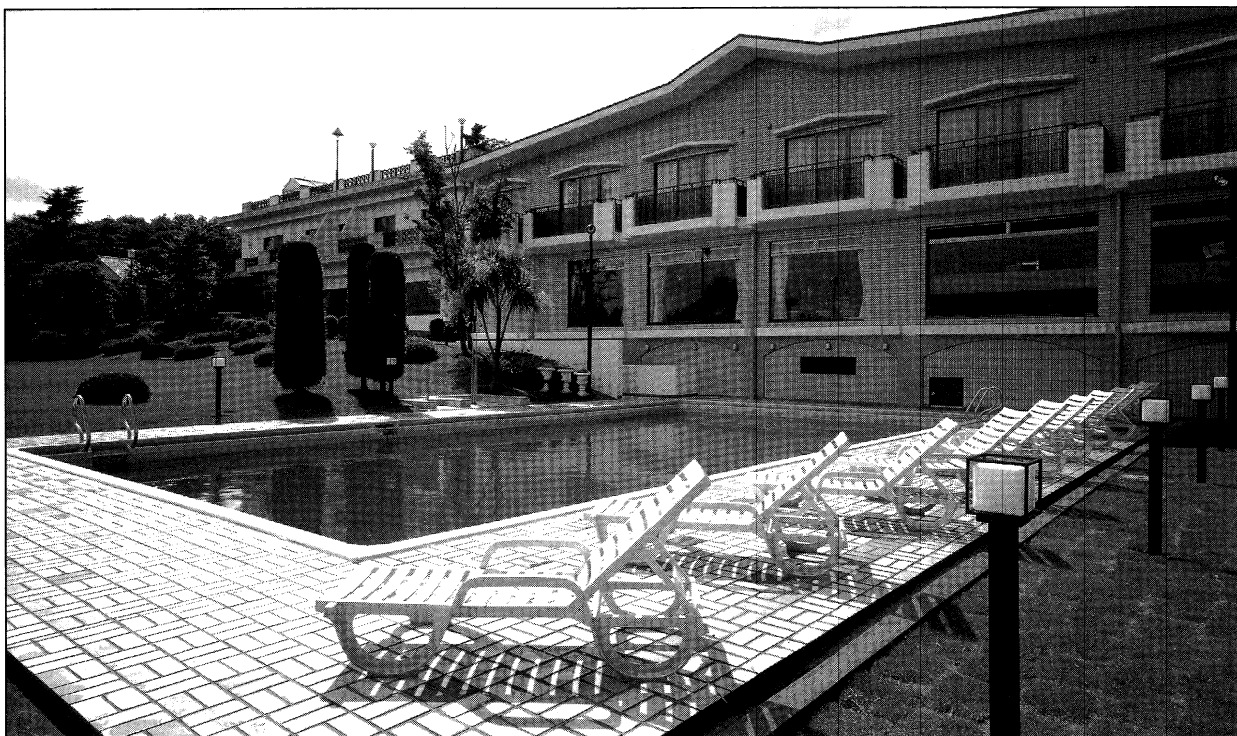
毎日、厚い日が続くなか、ご寄稿下さった皆様有難うございました。着任そうそうの渡邊署長にもご無理をお願い致しました。お礼申し上げます。今号より、新広報部のスタッフの初仕事となりました。至らぬところも多々あると思

います。ご意見、ご指導宜しくお願い申し上げます。尚、表紙の写真原稿を募集しています。〆切は18年1月10日です。

編集委員 福本光男、鈴木 毅、佐々木則司  
高橋美津子、山本 勝、原 幸

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい！ ～

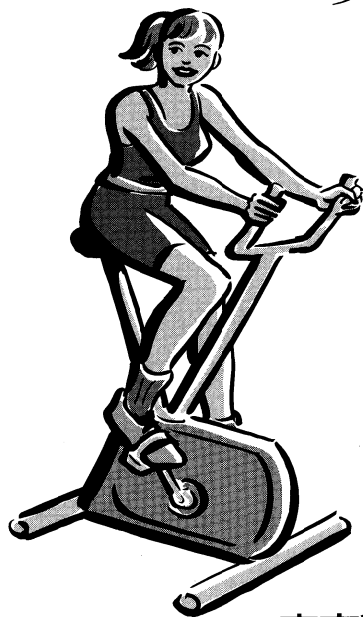
(27)



直営保養所「伊豆高原倶楽部」

## とうぜいけんぽ 加入のお薦め

東税健保組合は健全財政のもと、各種事業を積極的に展開して、多くの加入者に喜ばれています。



### 《特長》

#### 1. 独自の附加給付

法律で定められた保険給付のほかに、プラスαの一部負担還元金、家族療養附加金等があります。

#### 2. 政管健保より安い保険料

#### 3. 保健事業の積極展開

成人病や婦人健診などの各種健康管理事業を始め、各種の体育教室やレクリエーション事業、保養所など健康の保持増進のための事業を積極的に実施しています。

### 東京税務会計事務所健康保険組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-12-11(東税健保会館) TEL.03(3232)5541(代表) FAX.03(3232)5547  
<http://www.touzeikenpo.or.jp>

税理士先生と関与先様のために  
NICHIZEI GROUP

日税グループからのお知らせです。

顧問料  
の集金

税理士協同組合の報酬自動支払制度

ご利用前...

自動振替は便利だが、  
・訪問回数が減り関与先が心配するのでは...  
・関与先からの抵抗があるのでは...  
・値下げのきっかけになってしまうかも...  
といった懸念を少しもっていたが、



ご利用後...

心配は全くありませんでした！  
世の中、口振による料金支払いは当たり前。  
今では、すべての関与先に拡大しています！



税理士報酬専門の自動集金システムです。

実績No.1。全国12,200の税理士事務所でご利用中！（平成17年7月現在）

トリプルキャンペーン実施中！ 新規ご利用者にステキなプレゼント（有効期限／平成18年4月末まで）

税理士協同組合  
事務代行政社

株式会社 日税ビジネスサービス

☎0120-155-551  
URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

不動産  
の売買

22年の実績と信頼で、不動産案件に守秘・誠実対応！

売上の仲介

売却・購入  
価格査定  
物件調査  
鑑定評価  
広大地評価

相続対策

有効利用  
資産の組替え  
債務返済  
遺言信託  
延納・物納

権利調整  
土壌汚染調査  
等

何なりとご相談ください！



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター TEL 03-3346-2220  
URL <http://www.nichizei.com/nf/>

医療  
保険

今、「医療保険」で一番選ばれているアフラックから新登場！！※

将来保険料が半額になる医療保険

EVER HALF  
エヴァーハーフ

保障はそのまま保険料が半額！  
将来がグッとラクになるね！

もらえる額れる医療保険

EVER ボーナス  
エヴァーボーナス

65歳から保険料が半額になる一生の医療保障！  
プラス 健康祝金！

全税共会員の皆様は  
「集団取扱」で保険料が割安！

「がん保険」はもちろん、  
今、一番選ばれている「医療保険」はアフラック。  
医療保険 新規契約件数 2年連続No.1※  
※平成15・16年版「インシュアランス生命保険統計号」より

引受保険会社  
アメリカンファミリー生命保険会社  
東京第三営業本部第一支社 TEL 03-3344-1883  
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル17階

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行 TEL 03-3340-5533

AFN16-2005-008

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階 URL <http://www.nichizei.com/khd/>



税理士限定

無料メールマガジン

日税グループでは、「今月の経理情報」や「日税マネージメントレポート」等、各種最新情報を無料配信しています。配信を希望される方は、下記ホームページよりご登録ください。 <http://www.nichizei.com/mailstation.html>

■日税グループ 東京本社 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



# 〈トップの節税〉 掛金そっくり所得控除

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構

## 小規模企業共済制度

節税しながらゆとりの老後

### ＜制度の特色＞

- ①掛金は全額所得控除できます。
- ②安全・確実な保障です。
- ③貸付制度が利用できます。
- ④共済金は退職所得扱い、  
又は公的年金などと同じ雑所得扱いです。
- ⑤共済金は一時払と分割払のどちらかを選択できます。

### ＜加入できる方＞

- ①常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主及び会社の役員。
- ②事業に従事する組合員の数が20人以下の  
企業組合の役員。
- ③常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の  
役員。

### ＜毎月の掛金＞

月額1,000円から500円刻みで  
最高70,000円までの間で  
自由に選べます。

事業主や会社役員の退職金制度です  
関与先にもお奨めください！



東京税理士協同組合

＜お問い合わせ・資料請求先＞

東税協新宿事務所：〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-25-1 新宿富士ビル7階 tel 03(5363)2011(代)